入札説明書

嘱託登記業務委託（大柳生町地内・東部出張所移転・整備事業）

令和８年１１月１６日

奈良市市民部東部振興局東部出張所

入 札 説 明 書

嘱託登記業務委託（大柳生町地内・東部出張所移転・整備事業）にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によるものとします。
入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

１　競争入札に参加する者に必要な資格

公告文書に定めるもののほか、次に掲げる条件全てを満たした者のみが、この入札に参加することができます。

（１）奈良県土地家屋調査士会の会員又は公益社団法人奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）。但し、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することはできないものとする。

（２）令和８年度奈良市建設工事等入札参加資格者（新規を除く。）のうち、測量・建設コンサルタント等「その他部門（土地家屋調査士)」の登録を受けていること。

（３）上記（２）の登録所在地が奈良市内であること。

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（５）奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律１７２号、以下「旧法」といいます。）第３０条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（７）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条の規定による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（８）平成１２年４月１日以後に民事再生法第２１条に規定する再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（９）過去２箇年の間に本市又は他の官公庁（公社又は公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする業務を実施している者。

２　入札方法等

（１）入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

（２）入札方法は、予定数量に積算単価を乗じて得た金額の最も大きい作業の単価（※以下、基準単価という。）をもって入札し、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の単価をもって入札した者を落札候補者とします。

（３）基準単価項目については、落札された入札書記載価格に消費税及び地方消費税相当額を加算したもの（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）を契約単価とします。

（４）その他の項目については、落札された入札書記載価格に基準単価率（当該単価を基準単価で除した数値の有効数字上位４桁とし、５桁以下を切り捨てたもの）を乗じた後、消費税及び地方消費税相当額を加算したもの（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）を契約単価とします。

（５）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載して下さい。
（６）入札書の提出は、簡易書留及び一般書留に限ります。入札者は入札書到達期限までに到着するように発送してください。

※　入札書に記載する金額は数量１単位あたりの単価（基準単価）で、発注範囲全体の委託料や単価に数量を乗じた項目の合計額ではありません。

３　最低制限価格の設定

最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）に６０％を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）。

４　開札及び落札者の決定方法

（１）開札は、入札参加資格者のうちから選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。但し、立会人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
（２）予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
（３）落札者となるべき同価格の入札者が２者以上ある場合は、立会人による抽選で決定します。

５　入札に付する業務の範囲・種別

（１）業務の範囲は下記のとおりとし、奈良市市民部東部振興局東部出張所内で閲覧することができます。
①用地測量図が完成している場合
用地測量図で指示した範囲とします。
②用地測量図が完成していない場合
位置図、計画図、公図等で指示した範囲とします。（ただし、公図等の場合は業務範囲に多少の差異が生じることがあります。）
（２）業務の種別
委託に付する業務の種別は調査業務、申請手続き業務、境界明示申請及び手続き代行を主とし、測量業務、地図訂正業務は必要最小限な範囲で行うものとします。

６　業務委託料の支払条件

委託料は下記に該当する場合にのみ支払うことができます。
（１）登記が完成した場合。
（２）登記が完成しない原因が受注者になく、登記申請に必要な地積測量図が作成できる場合。
（３）登記が完成していないが、それまで行った業務を他の土地家屋調査士に引継できる状態であると発注者が認めた場合。

７　嘱託登記計画書及び業務数量予定書

業務数量は５（１）の図面の範囲を元に本業務の着手前に嘱託登記計画書及び業務数量予定書（当初協議用）を作成して、発注者と業務内容を確認のうえ委託期間内に業務を完了するように努めなければならない。

８　業務数量の確定

業務数量は当初協議に関わらず、発注者と協議のうえ、実際に要した業務数量を確定数量とする。但し、その数量は必要最小限のものでなければならない。

９　交通費

交通費は支給しないものとする。

10　入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除します。契約保証金は奈良市契約規則（昭和 40 年 11 月 12 日規則第 43 号）第 23 条に定めるところによります。

11　契約書作成の要否等

契約書の作成を要します。落札者は、奈良市契約規則第１4 条第 2 項の規定に基づき落札者決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約書その他必要な書類を提出しなければならない。